JAバンク三重

商品概要説明書

成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞

（2025 年 4 月 1 日現在）

商品名	・成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞
ご利用いただける方	・ 個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方。
期間	・ 期間の定めはありません。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・ 当ＪＡの口座開設店（所）でのみ、預入できます。 ・ １円以上 ・ １円単位
払戻方法 （１）払戻用法 （２）払戻金額 （３）その他	 ・ 当ＪＡの口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。 ・ 家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・ 家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・ 公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
利息	・無利息となります。
手数料	・定時自動送金を利用する場合、当ＪＡ所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。
付加できる特約事項	・ 定期交付金の支払手段※として、定時自動送金の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
貯金保険制度 （公的制度）	**・貯金保険制度により全額保護されます。**
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、ＪＡにお申し出ください。ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 お申込みいただきましたＪＡまたはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会紛争解決センター （電話：052-203-1777） 民間総合調停センター（大阪府）※ ※ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。
その他参考となる事項	・１人１口座とします。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・ＡＴＭ（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理するＡＴＭを利用した入金と記帳のみ可能です。 ・当ＪＡの口座開設店（所）窓口でのお取り扱いに限定いたします。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 23 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。